

# 「知らない・わからない」では済まされない！ 消費税の主な税制改正事項とインボイス制度

～これからの新しい制度を理解するために！～

人々の生活に身近にある消費税！ その消費税は、昨年10月1日から税率が10%へと引き上げられ、同時に飲食料品等について軽減税率(8%)が適用されたほか、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式(日本型インボイス制度)が導入されます。

また、近年の経済取引の複雑化等に伴い、税制改正が頻繁に行われており、令和2年度においても、「消費税の申告期限の特例の創設」や「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」など、皆様に関係の深い項目が改正・制度化されました。

そこで、今回の講習会では、消費税の知識を更に広げていただくため、最近の主な改正点について解説するとともに、導入から1年が経過した軽減税率制度の留意点 及び3年後に導入されるインボイス制度についてわかり易く解説いたします。

※ 感染症対策として、開催が適切でないと判断すれば「中止」させていただく場合もございますので、ご了承ください。

- ★ 日 時 令和2年11月6日(金) 午後3時00分～4時00分
- ★ 会 場 浪速納税協会 2階 会議室 (浪速区難波中3-14-14)
- ★ 講 師 浪速税務署 担当官
- ★ 受講料 会員・非会員 : 無 料
- ★ 定 員 20名 (お申込みの方には、後日、受講票を Fax します。)

「消費税の主な税制改正事項とインボイス制度」申込書 先着 20名

住所(所在地)	fax
氏名(会社名)	TEL
受講者(複数可)	

ご記入いただく情報は、浪速納税協会からの各種連絡・情報提供のために利用します。

※(申込先) FAX 06-6634-1651 浪速納税協会